国民健康保険
加入者情報のお知らせ作成等業務

令和６年７月

札幌市保健福祉局保険医療部保険企画課

1　業務概要

⑴　業務目的

令和６年12月に「マイナンバーカードと保険証の一体化」が実施されることを踏まえ、全ての被保険者に安心してマイナンバーカードを健康保険証として利用していただけるよう、令和６年９月に札幌市で把握している加入者情報（マイナンバー下４桁）を通知する。

⑵　業務内容

①　受託業者（以下「受託者」という。）は、被保険者あてに送付する加入者情報のお知らせを作成し、別に提供する送付用封筒に封入封緘する。

②　委託者が提供するリストに基づき、抜き取り・差替えを行う。

③　区ごと、郵便番号ごとに仕分けを行ったうえで、郵便局への配送を行い、特定記録郵便で送付する。

⑶　契約履行期間

契約締結日から令和６年（2024年）10月11日まで

2　予定処理（作成）件数

⑴　加入者情報のお知らせ作成・封入封緘　約25万通

⑵　抜き取り業務　約１万通

⑶　差替え業務　約５千通

※　⑵、⑶は、資格喪失や住所変更等となった被保険者について、本市から提供されるリストに基づき抜き取り・差替え作業を行うものである。

3　業務スケジュール

令和６年８月９日	送付対象者リストCSV、加入者情報のお知らせ（ひな形データ）及び特定記録バーコード作成用番号の提供
令和６年８月27日	送付用封筒及びマイナ保険証利用勧奨チラシの提供
令和６年９月13日	抜き取り・差替え対象者リストの提供
令和６年９月13日～26日	抜き取り・差替えの実施
令和６年９月27日	特定記録郵便にて送付

※送付日の変更はないが、その他スケジュールは調整により前後する可能性あり

4　業務に使用するデータ・物品

下記データ・物品を、委託者から提供する。

なお、送付対象者リストCSV、特定記録バーコード作成用番号、抜き取り・差替え対象者リストについては、エクストラネットを介し提供する。

⑴　送付対象者リストCSV（別紙１参照）

⑵　加入者情報のお知らせ（ひな形）（別紙２参照）
⑶　特定記録バーコード作成用番号（別紙３参照）
委託者と郵便局が事前調整のうえ、郵便局から取得する番号
⑷　送付用封筒（別紙４参照）
⑸　抜き取り・差替え対象者リスト（別紙５参照）
差替え対象者については、送付対象者リストCSVと同様にCSVも併せて提供する
⑹　マイナ保険証利用勧奨チラシ（別紙６参照）

５　作業
⑴　加入者情報のお知らせの作成
①　寸法等
ア　寸　法：Ａ４版（近似値でも可能とする。）・片面刷り
イ　紙質等：普通紙
ウ　印　色：片面一色
エ　校　正：２回（テストデータを用いて作成したもので校正を行う。）
②　宛名の印字
「送付対象者リストCSV」を基に宛名情報を印字する。
送付用窓あき封筒の窓から、宛名情報及び⑴⑤のバーコードのみ見えるよう印字位置を調整すること。
※　フォントは札幌mj明朝を用いて印字すること（必要となるファイルは、委託者から提供する）。
③　特定記録バーコードの作成
特定記録バーコード作成用番号から、特定記録バーコードを作成する。
特定記録バーコードの仕様・規格については、別紙３「郵便追跡系システムで使用するバーコード仕様」のとおり。
④　カスタマーバーコードの作成
カスタマーバーコードの仕様・規格については、日本郵便株式会社が定める「郵便番号・バーコードマニュアル」に則り印字すること。
（https://www.post.japanpost.jp/zipcode/zipmanual/index.html）
郵便番号からカスタマバーコードを生成できない場合は、空白とする。
カスタマバーコードを空白とした封筒は、他の封入分と分けて納品すること。
カスタマバーコードを空白とした封筒の対象者について、「送付対象者リストCSV」から該当する者の連番を一覧にして委託者に提供すること。
⑤　特定記録バーコード及びカスタマーバーコードの印字
特定記録バーコード及びカスタマーバーコードを印字する。
⑥　国保番号、被保険者氏名及びマイナンバー下４桁等の印字
「送付対象者リストCSV」を基に、国保番号、被保険者氏名及びマイナンバー下４桁等を印字する。

⑦　問い合わせ先の印字

「送付対象者リストCSV」を基に、問い合わせ先の区役所保険年金課情報を印字する。

※　⑴②～⑦の各印字位置は、加入者情報のお知らせ（ひな形）を参照。

※　印字桁オーバーとなる対象者については、印字せず、別途オーバー分の連番を一覧化したリストを令和６年９月13日までに委託者に提供すること。

※　バーコードは機械により読み取りするため、読み取りに必要な品質で印字すること。

⑵　加入者情報のお知らせの折り込み

加入者情報のお知らせを三つ折りする。（仕上がり寸法約99㎜×約210㎜）

⑶　封入封緘

三つ折り済みの加入者情報のお知らせ及びマイナンバー利用勧奨チラシを送付用封筒に封入し封緘する。封入時送付用封筒の窓から宛名情報、特定記録バーコード及びカスタマーバーコードのみが見えるように封入する。

誤封入防止のため、厚み及びフラップの圧着検査を行うこととする。

⑷　梱包

①　封入封緘済の加入者情報のお知らせを任意の箱に梱包する。その際、連番が崩れないように仕切り板（コの字やＺ字型など）で区切ったうえで、箱の内部で遊びが生じ成果物が破損しないよう注意する（箱を満たさぬ端数分については、緩衝材を入れるなどの対応をとること。）。また、カスタマーバーコードが生成できなかったものはそれぞれ別の箱に梱包すること。

※　カスタマバーコードが生成できなかったものは別の箱に納品するため、連番が飛ぶ可能性があるがそのままで構わない。

※　１箱に梱包する通数に指定は無いが、計数作業に支障が生じないように箱ごとに梱包する通数は統一すること。また箱が重みに耐えきれず破損することが無いよう梱包数に配慮すること。

②　梱包した箱の側面に区名、箱連番（「箱連番／総箱数」）、１箱当たりの梱包数（「〇〇〇通」）を明記すること。

⑸　抜き取り・差替え

抜き取り・差替え対象者リストを基に、加入者情報のお知らせの抜き取り・差替えを行う。なお、差替えする加入者情報のお知らせは、⑴～⑶に準じて作成を行うこと。

また、抜き取り・差替えに間違いがないよう、ダブルチェックを徹底すること。

⑹　納品・返却

①　⑸において、抜き取りした加入者情報のお知らせは、令和６年10月４日までに各区役所保険年金課保険係へ納品する。

②　送付用封筒及びマイナンバー勧奨チラシの余り分は、令和６年10月４日までに保健福祉局保険医療部保険企画課保険係へ返却する。

⑺　破損等の対応

帳票や封筒に破損等が生じた場合は、連番が崩れたり、印刷漏れが生じること

の無いよう、回復を図ることとする。

⑻　配送準備

配送に向け、道央札幌郵便局への提出物を作成する。

- 料金後納郵便物等差出票
- 区分別把束数等内訳票
- 差出計画書
- 立会不要申出書
- 加入者情報のお知らせ（外装）のスキャンデータ
- 郵便番号別集計表
- パレット内訳

⑼　成果物の配送及び報告

①　成果物の配送

令和６年９月27日に、道央札幌郵便局に「加入者情報のお知らせ」「料金後納郵便物等差出票」「区分別把束数等内訳票」を配送する。

これに先駆けて、「差出計画書」「立会不要申出書」「加入者情報のお知らせ（外装）のスキャンデータ」と、作成した「郵便番号別集計表」を「加入者情報のお知らせ」配送の10日前までに道央札幌郵便局に提出する。

なお、道央札幌郵便局から「料金後納郵便物等差出票（控）」を受け取ること。

また、「パレット内訳」の提出日は、道央札幌郵便局と調整すること。

②　報告

⑼①の配送後、10日以内に下記の書類を提出し報告する。

- 完了届
- 料金後納郵便物等差出票（控）
- 区分別把束数等内訳票（写）
- 郵便番号別集計表（写）
- パレット内訳（写）
- 加入者情報のお知らせ（PDF）（成果品）

⑽　作業に必要な物品等

委託者から提供するものは、「４　業務に使用するデータ・物品」に記載した物のみであるため、その他作業に必要になる物品等（梱包する箱、ラベル等）は受託者において準備するものとする。

⑾　その他

①　個人情報の取扱いについては、別添１「個人情報取扱安全管理基準」及び別添２「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。また、契約時には、様式１「個人情報取扱安全管理基準適合申出書」に必要な書類を添付して提出すること。

②　この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、速やかに担当課と協議し、その指示に従って業務を遂行すること。

送付対象者リスト_CSV項目（イメージ）　　別紙1

・レコードは国保番号単位。
・1レコードに世帯全員の情報を記載。
・文字コード、バイト数等の詳細は、別途お示しする。

【項目】

連番	連番
区	区
国保番号	国保番号
宛名情報	郵便番号
宛名情報	住所
宛名情報	方書
宛名情報	氏名
被保険者①	氏名
被保険者①	個人番号
被保険者②	氏名
被保険者②	個人番号
被保険者③	氏名
被保険者③	個人番号
被保険者④	氏名
被保険者④	個人番号
被保険者⑤	氏名
被保険者⑤	個人番号
被保険者⑥	氏名
被保険者⑥	個人番号
被保険者⑦	氏名
被保険者⑦	個人番号
被保険者⑧	氏名
被保険者⑧	個人番号
被保険者⑨	氏名
被保険者⑨	個人番号
被保険者⑩	氏名
被保険者⑩	個人番号
問合せ先	郵便番号
問合せ先	住所
問合せ先	担当課
問合せ先	電話番号

別紙２

〒060-8611
札幌市中央区北１条西２丁目
札幌市役所保健福祉局保険企画課

札幌　太郎　様

赤枠は別途提供する「送付対象者リスト（CSV）」の内容を印字

医療保険のデータベースに登録されている
個人番号（マイナンバー）のお知らせ

保険証に表示されている、あなたの保険資格データは、国民健康保険制度のデータベースに登録されており、マイナ保険証をご利用いただける状態となっています。マイナ保険証をお持ちであれば、ぜひ、ご利用ください。

なお、国民健康保険制度のデータベースに登録されているあなたの個人番号（マイナンバー）は、以下のとおりです。**万一、異なっている場合には、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。**

【国保番号】１１１－１１１１

被保険者氏名	個人番号（マイナンバー）
山田　太郎	****　****　1234
山田　花子	****　****　5678
山田　次郎	****　****　9101

（注）上記、個人番号は国民健康保険制度のデータベースに登録されている個人番号の下４桁を表示しています。

【お問い合わせ先】
（郵便番号）
（住所）
（担当課）
（電話番号）

郵便追跡系システムで使用するバーコード仕様

追跡番号枠から採番した追跡番号を私製封筒等に印刷し、特定記録等の郵便物を差し出す利用者は仕様のとおりバーコードを印刷してご利用ください。

バーコード規格（書留・特定記録用）

１　バーコードの方式

⑴ 種別：NW－７

原則として「白黒バーコード」とします。

マージンを含めてバーコード印刷部分の紙は白色にしてください。

⑵ バーコード両端のマージン（余白部分）：３．６０mm以上

窓付封筒等を使用し、内容物にバーコードを印刷する場合には、内容物が封筒内で動いてもバーコードの余白が封筒の窓枠に対して、３．６０mm以上のマージンを確保できるようにしてください。

⑶ スタート／エンドコード：アルファベット「ｃ」の７ビットコード

スタート／エンドコードが「ｃ」以外の場合、データ登録が正常にできませんので、十分に注意してください。

⑷ データ（メッセージ）：数字０～９の７ビットコード

１１けたとします（チェックデジットを含みます。）。

事前にお客さまごとに弊社で使用している追跡番号枠を交付します。交付した範囲内の番号を使用してください。１度使用した番号を再度使用する場合は、データの重複登録をさけるため１年以上の期間をあけてください。

⑸ チェックデジット：７チェック

チェックデジットの計算方法は、データを７で割った余りの数字になります。

２　バーコードの規格

バーコードの寸法は、以下のとおりにお願いします。

バーコード構成例（数字２の例）

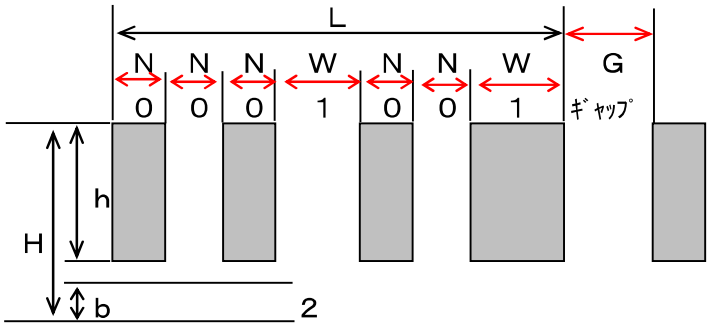

（記号）

Ｌ：バーコード１けた
Ｎ：細バー幅
Ｗ：太バー幅
Ｇ：ギャップ幅
ｈ：バー高さ
ｂ：可読文字高さ
Ｈ：全高さ

●最小寸法

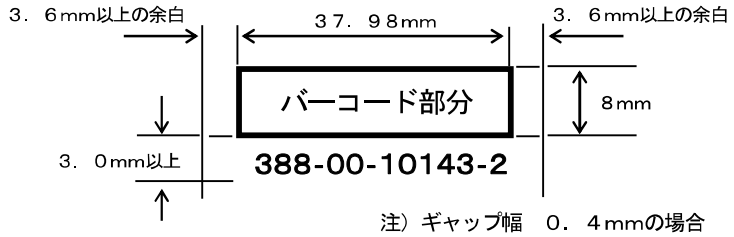

注）ギャップ幅　０．４mmの場合

●標準寸法

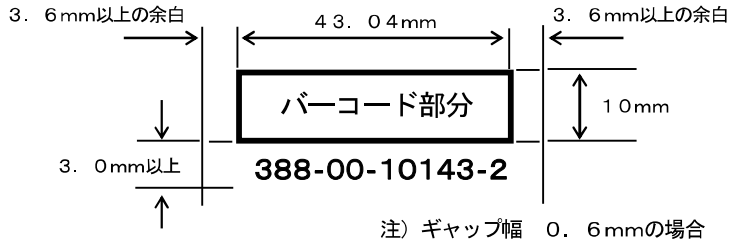

注）ギャップ幅　０．６mmの場合

●最大寸法

注）ギャップ幅　１．０mmの場合

単位：mm

記号	名称	最小寸法	標準寸法	最大寸法
L	バーコード１けた全幅	2.50	2.70	3.0
N	細バー幅	0.26±0.055	0.28±0.055	0.30±0.06
W	太バー幅	0.60±0.055	0.65±0.055	0.75±0.06
G	ギャップ幅	0.50+0.25 −0.10	0.60+0.25 −0.10	0.75±0.25
h	バー高さ	8.0	10.0	20.0
S	スタートコード幅	2.84	3.07	3.45
E	エンドコード幅	2.84	3.07	3.45

【注意事項】

バーコードを作成の際は、以下の点に注意して下さい。

①１番太い細バー（Ｎ）幅：１番細い太バー（Ｗ）幅 ＝ 1：2.2　以上
②１番細い細バー（Ｎ）幅：１番太い太バー（Ｗ）幅 ＝ 1：3.0　以下
③ひとつのバーにおける最大幅と最小幅の差は、0.11㎜以下
④バーの高さ（ｈ）：バーコード全幅　＝　１：4.75　以下

３　反射率・ＰＣＳ値

白バー及びマージンの「反射率」に対する黒バーの「最大反射率」及び「ＰＣＳ値」は下表に示す値を満たすこと。

白バー及びマージンの反射率	７０%以上
黒バーの反射率	２０%以下
ＰＣＳ値	０．７１以上

ＲＬ：白バー及びマージンの反射率

ＲＯ：黒バーの反射率

ＰＣＳ値＝（ＲＬ－ＲＯ）／ＲＬ

別紙４

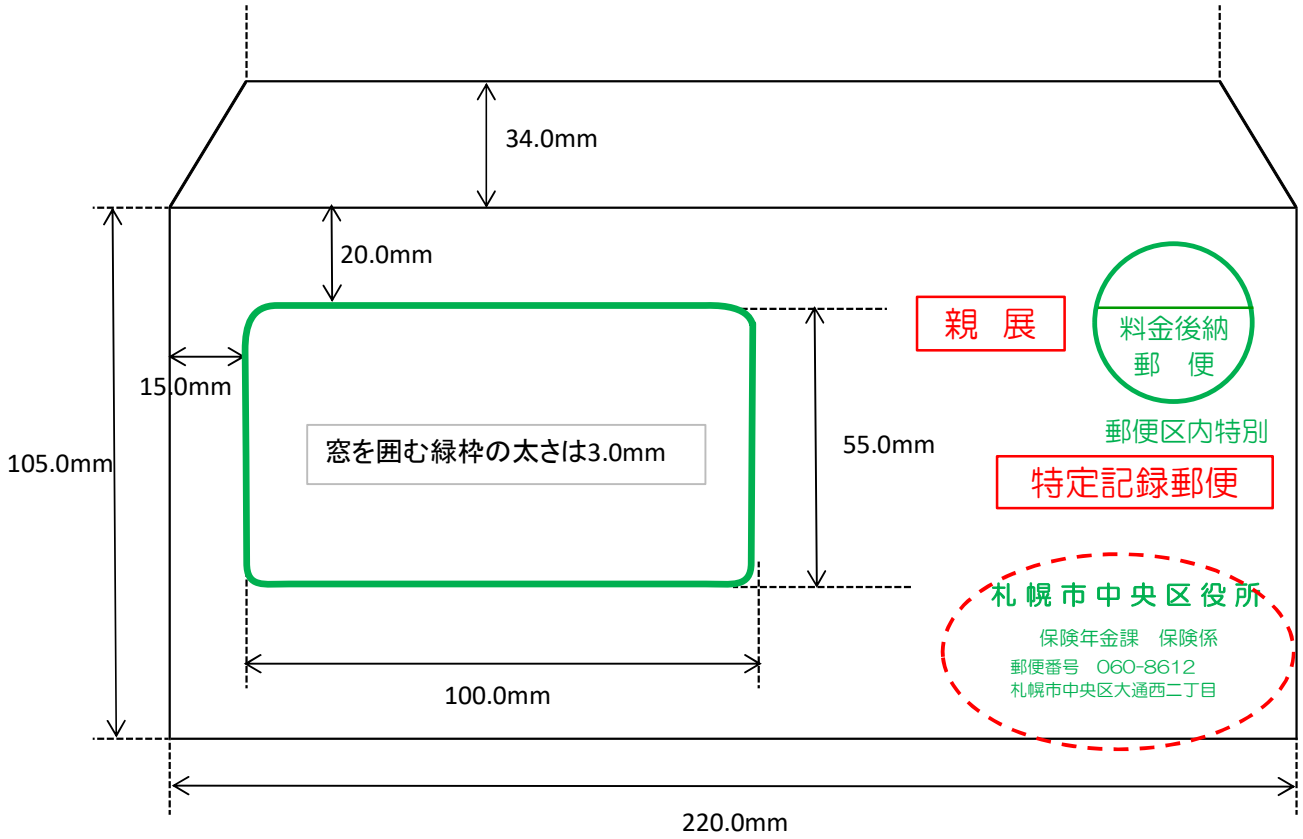

・点線部分については、別添のとおり、区名、係名、住所、電話番号、郵便番号を差し替える。

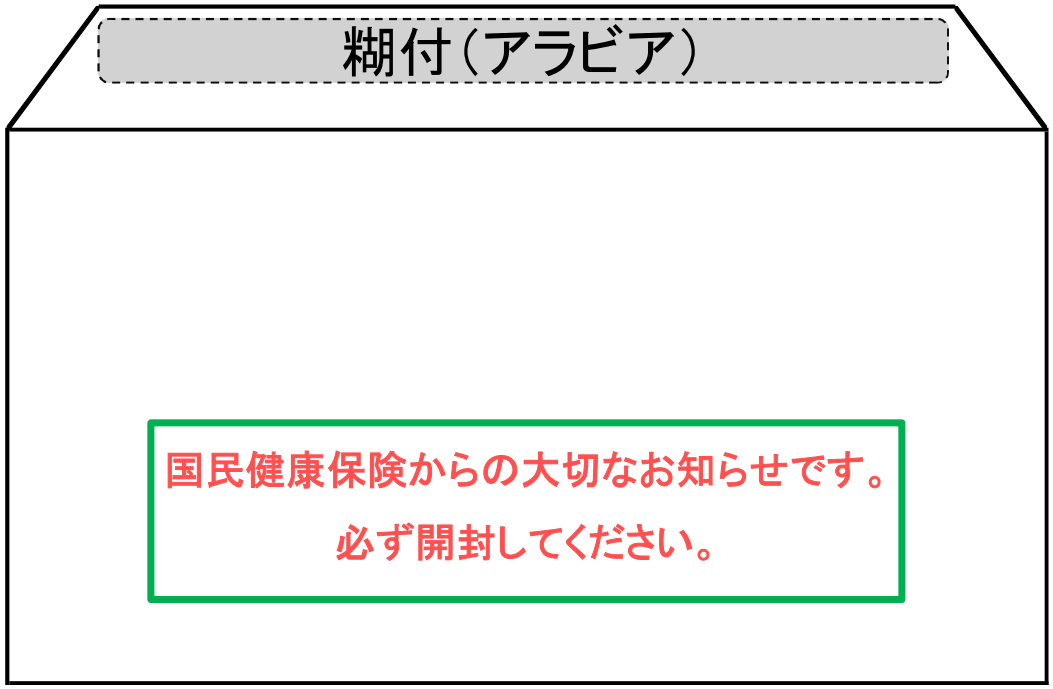
糊付（アラビア）
国民健康保険からの大切なお知らせです。
必ず開封してください。

別添（区宛名）

区役所・課・係		住所	郵便番号	電話番号	数量
札幌市中央区役所	保険年金課保険係	札幌市中央区大通西２丁目	060-8612	011-205-3342	38,000
札幌市北区役所	保険年金課保険係	札幌市北区北２４条西６丁目	001-8612	001-757-2492	36,000
札幌市東区役所	保険年金課保険係	札幌市東区北１１条東７丁目	065-8612	011-741-2532	32,000
札幌市白石区役所	保険年金課保険係	札幌市白石区南郷通１丁目南	003-8612	011-861-2493	27,000
札幌市厚別区役所	保険年金課保険係	札幌市厚別区厚別中央１条５丁目	004-8612	011-895-2594	17,000
札幌市豊平区役所	保険年金課保険係	札幌市豊平区平岸６条１０丁目	062-8612	011-822-2506	30,000
札幌市清田区役所	保険年金課保険係	札幌市清田区平岡１条１丁目	004-8613	011-889-2061	14,000
札幌市南区役所	保険年金課保険係	札幌市南区真駒内幸町２丁目	005-8612	011-582-4772	19,000
札幌市西区役所	保険年金課保険係	札幌市西区琴似２条７丁目	063-8612	011-641-6974	27,000
札幌市手稲区役所	保険年金課保険係	札幌市手稲区前田１条１１丁目	006-8612	011-681-2568	18,000
合計					258,000

別紙4

連番	区	国保番号	宛名情報				被保険者①		被保険者②	
			郵便番号	住所	方書	氏名	氏名	個人番号	氏名	個人番号
10-000001	中央区	111-1111	001-0001	札幌市中央区北1条西2丁目	○○ビル1階	中央　太郎	中央　太郎	**** **** 1111	中央　次郎	**** **** 1112
10-000002	中央区	111-1112	001-0002	札幌市中央区北2条西3丁目	△△ビル2階	中央　花子	中央　花子	**** **** 2222		
20-000001	北区	222-2222	002-0001	札幌市中央区北1条西2丁目	□□ビル1階	北　太郎	北　太郎	**** **** 3333	北　次郎	**** **** 3334

被保険者③		被保険者④		被保険者⑤		被保険者⑥		被保険者⑦		被保険者⑧	
氏名	個人番号	氏名	個人番号	氏名	個人番号	氏名	個人番号	氏名	個人番号	氏名	個人番号
中央　三郎	**** **** 1113										

被保険者⑨		被保険者⑩		問合せ先			
氏名	個人番号	氏名	個人番号	郵便番号	住所	担当課	電話番号
				〒060-8612	中央区大通西2丁目	中央区保健福祉部保険年金課保険係	011-205-3342
				〒060-8612	中央区大通西2丁目	中央区保健福祉部保険年金課保険係	011-205-3342
				〒001-8612	北区北24条西6丁目	北区保健福祉部保険年金課保険係	011-757-2492

別紙6

⚠ご注意ください！

今年12月2日から
現行の保険証は
発行されなくなります

※令和6年12月1日までに発行された保険証は、令和7年7月31日まで有効です。

とっても
カンタン！

医療機関等を受診の際は
マイナンバーカード
をご利用ください

1 受　付

マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。

カードリーダーで
マイナンバーカードを
保険証として登録
できます！

2 本人確認

顔認証または
4ケタの暗証番号を入力してください。

顔認証

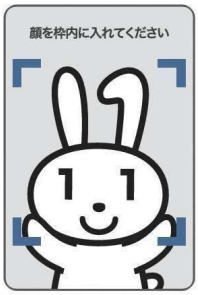

or

暗証番号

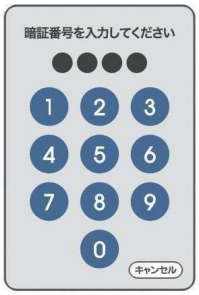

3 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

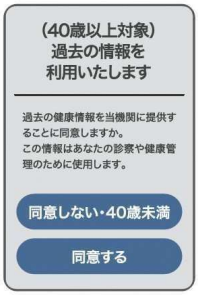

※高額療養費制度をご利用される方は、続けて確認・選択をお願いします。

4 受付完了

お呼びするまでお待ちください。

カードを忘れずに！

！ マイナンバーカードを保険証として利用するための登録がまだの方は、以下２つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

① オンライン申請
（パソコン・スマートフォンから）
② 郵便による申請
③ まちなかの
証明写真機からの申請

STEP2.

マイナンバーカードを保険証として登録

■利用登録の方法

① 医療機関・薬局の受付
（カードリーダー）で行う
② 「マイナポータル」から行う
③ セブン銀行ATMから行う

マイナンバーカードを使うメリット

① 医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

② より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。
また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

③ 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

今年12月2日以降、保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない方には、発行済み保険証の有効期限が切れる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare